

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年3月18日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 給付・認定係（電話 011-211-2547）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

区介護認定審査会の審査資料作成システム用複合機保守・消耗品供給等管理業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで。

(4) 履行場所

各区役所保健福祉課（中央区1台、北区1台、東区1台、白石区1台、厚別区1台、豊平区1台、清田区1台、南区1台、西区1台、手稲区1台）

(5) 入札方法

予定数量を用いた総価で行う。なお、入札書の「単価」に記載する金額は銭単位（1円未満2桁）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約金額（各月の支払金額）は入札書記載単価に使用数量を種別ごとに乗じて得た額の合計金額（月額）に、当該金額の10%に相当する額を支払い時に加算することとし、種別ごとの金額及び支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(4) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
日時：令和6年4月1日（月）10時00分（送付する場合は必着）
場所：上記1に同じ。
- (3) 詳細は入札説明書による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 本業務は、札幌市議会において令和6年度予算案が可決された場合に執行する。